

規制の事前評価書

政策の名称	医療に関する広告規制の見直し	担当部局名	医政局総務課	作成責任者名	総務課長 中村 博治	評価実施時期	平成29年3月
法令案等の名称・関連条項	医療法等の一部を改正する法律案による改正後の医療法(昭和23年法律第205号)第6条の5、第6条の7、第87条第1項 等						
規制の目的、内容及び必要性等	<p>○ 現在、医療法における広告規制(以下「医療広告規制」という。)においては、医業、歯科医業若しくは助産所の業務又は病院、診療所若しくは助産所(以下「医業等」という。)に関する広告について、医療法上認められた事項に係る広告を行った場合は虚偽又は誇大な広告を行うことを規制している。</p> <p>○ しかしながら、美容医療サービスに関する医療トラブルの相談件数の増加等を踏まえ、現行の医療広告規制について患者への情報提供手段が多様化している実態に合った規制の見直しが必要となっている。</p> <p>○ 以上のことから、今回の改正により、医療機関のウェブサイト等についても虚偽又は誇大な内容等不適切な内容を禁止し、これらに違反した場合の罰則を設けることとする。</p>						
想定される代替案	医療機関のウェブサイト等については、虚偽又は誇大な内容の禁止等は行うものの、これらに違反した場合の罰則を設けない。						
規制の費用	費用の要素	代替案の場合					
1 遵守費用	医療機関等、全ての医業等に関する広告(医療機関のウェブサイト等を含む。以下同じ。)を行う者について、改正後の基準に対応するための費用が発生する。	医療機関等、全ての医業等に関する広告を行う者について、改正後の基準に対応するための費用が発生する。					
2 行政費用	都道府県、保健所設置市又は特別区(以下「都道府県等」という。)について、現行の広告規制に基づく医療機関等に対する報告徴収や立入検査等を行う事務費用及び広告の中止又は是正命令を行う事務費用に加え、新たに規制対象が拡大することに伴う追加的な事務費用が発生する。	都道府県等について、現行の広告規制に基づく医療機関等に対する報告徴収や立入検査等を行う事務費用及び広告の中止又は是正命令を行う事務費用に加え、新たに規制対象が拡大することに伴う追加的な事務費用が発生する。					
3 その他の社会的費用	特段の社会的費用は発生しないものと考えられる。	特段の社会的費用は発生しないものと考えられる。					
規制の便益	便益の要素	代替案の場合					
	全ての広告について虚偽又は誇大な内容等不適切な内容を禁止するとともに、一定の場合を除いて広告を行うことができる事項を限定することにより、患者等へ提供される情報の客観性・正確性を確保し、広告の受け手がより正確な判断を行うことができるようになる。	代替案の場合、医療機関のウェブサイト等について虚偽又は誇大な内容の禁止等の実効性を担保することができず、患者等へ提供される情報の客観性・正確性を確保することができない。					
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	改正案の場合、新たに遵守費用及び行政費用が発生するが、患者等へ提供される情報の客観性・正確性を確保し、広告の受け手がより正確な判断を行うことができるようになるという便益に比べて、過大とはいえない。一方、代替案の場合、新たに遵守費用及び行政費用は発生するが、実効性を担保することができないため、便益を十分に得ることができないと考えられる。以上のことから、費用と便益を比較すると代替案よりも改正案の方が優れていると考えられる。						
有識者の見解その他関連事項	【美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議(消費者委員会平成27年7月)】 1. 医療機関のホームページを医療法上の「広告」に含めて規制の対象とすること。 2. (1が行うことができない場合)少なくとも医療法に基づき禁止している虚偽広告や誇大広告等については、医療機関のホームページについても禁止すること。						
レビューを行う時期又は条件	医療法等の一部を改正する法律案の附則において、この法律の施行後5年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討規定を設けており、当該規定に基づき検討を行うこととしている。						